

法人会員

入 会 申 込 書

株式会社

BBSC(ブロードバンドサービスセンター) 宛

貴社の「アップドラフト・トーキョー」サイトの趣旨に賛同し、
下記のとおり入会いたします。

社名・氏名

代表者名

印

住 所 〒

電話番号

FAX番号

E-Mail

会 費	1. 年会費(¥60,000. -/年)	対象年度	年度
		金 額	60,000 円

上記記載に相違なく申し込みます。

平成 年 月 日

会 員 概 要

会員名	
-----	--

区 分（下記の該当する事項の□にチェックしてください）

法人会員

☐ 通信キャリア
☐ 電線事業関連
☐ エレベータ製造事業
☐ 電気通信機器製造・販売事業
☐ 電気通信工事事業
☐ OA情報機器製造・販売事業
☐ プロバイダ等情報システム関連事業
☐ コンテンツ制作関連事業
☐ ビル・マンション管理事業
☐ ビル・マンション設備施工・保守関連事業
☐ 建設工事関連事業
☐ 放送・通信事業
☐ デジタル家電事業
☐ 中小ビル・マンション不動産仲介業
☐ 団体
☐ その他

【業務担当】

部 署	
担当者・役職	
連絡先住所	
電話番号・ファクス番号	
E-Mail アドレス	

本規約は、株式会社ブロードバンドサービスセンター（以下、「当社」という。）が独自に規定するものであり、当社の運営する updraft-tokyo を介して行うサービス（以下、「サービス」という。）を享受する部材メーカー・商社等（以下、「登録会社」という）に適用されるものとします。

第1条（登録会社）

登録会社とは、本規約に同意の上、当社の所定の手続きにより登録を申し込み、当社の所定事項を登録し、また条件としてのNPO 法人光ファイバー普及推進協会への賛助会員に申し込み登録されたものをいう。

第2条（本規約の適用範囲）

本規約はサービスの利用に関する一切に適用するものとし、登録会社は、登録会社登録の申し込みをした時点で、本規約に同意したものとみなす。

第3条（規約の改定）

当社は、必要があると判断した場合には、いつでも本規約を改定することができ、本規約を改定した場合には、本サービスに関する一切の事項は改定後の規約による。

第4条（登録会社登録の解除）

当社は、登録会社申し込み承諾後においても、登録会社とすることが不適当と判断した場合には、事前の通知をすることなく登録会社契約を解除することができる。

第5条（登録会社情報及び登録会社情報の利用等）

登録会社情報とは、登録会社が当社に登録した事項全てをいう。

登録会社情報に対しては、登録会社が全責任を負う。

当社は登録会社の情報を以下の目的で利用することができる。

登録会社情報の掲載のため。

問い合わせ、苦情対応のため。

セミナー開催のため。

システムの維持、不具合、トラブル対応のため。

当社が必要と認め、登録会社の上承を得たとき。

当社は、以下に定める場合には登録会社情報を第三者に提供することができるものとする。

登録会社の同意がある場合。

裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合。

当社が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合。

当社に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合。

当社の権利行使に必要な場合。

合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継するものに対して開示する場合。

第6条（登録会社情報変更の届出）

登録会社は、登録会社情報の内容に変更があった場合には、当社に速やかに変更の届出をしなければならない。
変更の届出のない場合、当社は登録会社情報に変更のないものとして取り扱うことができる。本条により生じた損害については、登録会社が負担する。

第7条（料金の支払い方法）

登録会社は、当社の定める金額を、当社の定める方法により遅滞なく支払うものとする。

基礎登録料：6万円 年会費（商品情報登録料）：3万円／1商品（2014年5月現在）

updraft-tokyo 商品情報掲載契約をするにあたり、掲載契約後の翌月1日から1年分を当社の定める方法で前払いすることとする。

updraft-tokyo 商品情報掲載契約の利用契約の解除については、利用解除1ヶ月前までに当社へ届け出るものとする。
届出のない場合には自動更新とし、次年分の利用料を当社の定める方法で前払いすることとする。

第8条（退会）

登録会社は退会日の1ヶ月前までに当社に届出、当社所定の手続きにより退会することができる。登録会社の権利は、退会と同時に消滅する。退会後も当サービス登録会社中に得た情報については守秘義務を遂行するものとする。

第9条（その他協議）

本規約に定めのない事項が発生したときは、登録会社及び当社は誠意を持って協議し解決することとする。

第10条（公租公課）

本サービスの利用に基づく費用、手数料等に関して課せられる消費税その他の公租公課は、登録会社の負担とする。

第11条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第12条（専属管轄裁判所）

登録会社と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属裁判所とする。